

国家承認基準の展開

——コソボおよびアブハジアに関する実行の比較検討——

櫻井利江

- I はじめに
- II 国家承認規則
 - 一 伝統的國家性基準
 - 二 追加的國家性基準
 - 1 東欧および旧ソ連における新國家の承認に関するガイドライン
 - 2 東欧および旧ソ連における新國家の承認に関するガイドラインの実行
 - 三 國家創設過程における正当性
 - III 分離権
 - IV 最近の実行
 - 一 コソボ

- 1 国家性
- 2 分離権
 - (1) コソボ「人民」
 - (2) 人権侵害
 - (3) 最終的手段
- 二 アブハジア
 - 1 アブハジア紛争
 - (1) 紛争の経緯
 - (2) 国際社会の対応
 - (i) 国連
 - (ii) 諸国家
 - (iii) 独立国際事実調査ミッション
- 2 国家性
 - (1) 伝統的國家性基準
 - (2) 追加的國家性基準
 - (i) 移動・居住の自由
 - (ii) 国籍に関する権利
 - (iii) その他の人権
- 3 国家創設過程の正当性
 - (1) 国際人道法
 - (2) 武力行使禁止原則

4 分離権

- (1) アブハジア「人民」
- (2) 人権侵害
- (3) 最終的手段

V 結び

I はじめに

Kosovo^①はセルビア共和国に帰属する一地域であったが、一九九九年から国連暫定統治の下におかれ、二〇〇八年二月一七日、独立を宣言し、今日までに九四カ国が Kosovo を国家として承認している^②。他の分離の事例の中でもグルジアからの分離独立を主張したアブハジアについては、Kosovo の分離独立に至る経緯および紛争の要因に関して類似性が多いことが指摘されている^③。セルビアおよびグルジアに共通する要因としては例えば、独立国家として存在した歴史、多数民族集団と少数民族集団との長期にわたる敵対関係、憲法上保障された自治の地位、中央政府の少数民族に対する弾圧等がある^④。 Kosovo およびアブハジアの国内法上の地位に関しては Kosovo がセルビア内の自治州 (Autonomous Province of Kosovo) とされ、アブハジアはグルジア内の自治共和国 (Autonomous Republic of Abkhazia) とされた。民族紛争解決のために国連および地域的国際機構が関与し、国連平和維持活動として、 Kosovo では前述のように国連 Kosovo 暫定行政ミッション (United Nations Interim Administration Mission in Kosovo/ UNMIK) による暫定統治が行われ、アブハジアでは国連安保理決議八四九 (一九九三年) をはじめとする一連の決議に基づき、国連グルジア監視団 (United

Nations Observer, Mission in Georgia/ UNOMIG) が一九九三年八月から二〇〇九年六月まで展開された。またコンボのセルビアからの分離独立の法的根拠として、救済的分離権に言及した諸国がある。アブハジアおよび南オセチアに国家承認を付与したロシアは、救済的分離の理論を援用した。

一方のコンボについては国際司法裁判所勧告的意見(二〇一〇年)において同独立宣言が国際法違反ではないと確認され、他方のアブハジアに関して、国連安保理およびEUはグルジアの領土保全尊重を確認し、アブハジアに国家承認を付与した国は六カ国であり、ロシアを除き国際社会の主要国とみなされる国は含まれていない。⁵⁾

コンボおよびアブハジアの領域住民はそれぞれ多民族による集団を構成し、前述のような共通要因が存在する。にもかかわらずコンボの分離独立が合法的と判断されて主要諸国を含む多数の諸国から国家承認を付与された一方で、アブハジアのグルジアからの分離独立がなぜ認められないのか。コンボ独立宣言の合法性事件手続過程においては、コンボの国家性、国家承認および分離権に関して参加国による議論があったが、勧告的意見はこれらの点には触れていない。本稿ではコンボおよびアブハジアの事例に含まれる要因の比較検討という視点から、あらためて国家承認規則の現状を探りたい。⁶⁾ この問題について検討する視点としてはまず国家性要件または基準、次に国家創設過程における強行規範違反の存否、そして分離権に関して検討する。

II 国家承認規則

独立を主張する実体への国家承認の付与をめぐって適用される国際法規則および判断基準としてしばしば言及されるのは、モンテビデオ条約(一九三三年)、国家創設プロセスにおける正当性、東欧および旧ソ連における新国家の承認

に関するガイドライン（一九九一年）である。以上の規則および基準は客観的な評価が可能な要因ではあるが、当該実体にこれらの規則および基準を適用して実際に判断するのは個別の既存国家であり、実体の国家性評価には各国家の政治的考慮が加味される。そのため国家性基準を満たしている実体であっても、法的に国家として承認されない場合があり、また国家性基準を満たしていない実体でも政治的目的から国家として承認される場合がありうる。⁽⁷⁾

一 伝統的國家性基準

國家性の要件または國家性基準とされるのは、恒常的住民、画定された領土、政府および他国との関係をとり結ぶ能力を備えることとして、國家の權利および義務に関する條約（モンテビデオ條約一九三三年）第一條⁽⁸⁾により定式化された。恒久的住民に関しては、個人の國籍に関する規則とは關係なく、個人の集合として理解される。國家性基準としての政府は、他の權力から獨立して領域を実効的に支配する状態、すなわち実効性が要求されている。⁽¹⁰⁾

同條約が規定する國家性の要件は諸國家にも広く受け入れられている。米國國務省は、一九七六年十一月、「明確に定義された領土および住民への実効的支配、同領土を組織的に統治する政府、および外交關係を実効的に遂行し國際的義務を履行する権能」を有することを國家性基準とみなすと表明した。⁽¹¹⁾カナダ、英國等の政府も同様の見解を示している。⁽¹²⁾また一九九一年に始まったユーゴスラヴィア社會主義連邦共和國（SFRY）における連邦解体をめぐる諸問題に対応すべく、ECが設置した旧ユーゴスラヴィア和平會議仲裁委員會（バダンテール委員會）⁽¹³⁾は、同第一意見（一九九一年）において「國家は通常、組織化された政治的權力に從屬する領土および住民で構成される共同体と定義され、そのような國家は主權によって特徴づけられる」とし、モンテビデオ條約が規定した國家性基準をSFRYの連邦解体過程においても適用される基準とすることを確認した。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

二 追加的国家性基準

1 東欧および旧ソ連における新国家の承認に関するガイドライン

SFRY、旧ソ連およびチェコスロヴァキアの連邦解体に伴って生成される新国家の国家承認をめぐり、欧州共同体(E.C) 諸国は新たな国家性要件を追加した。E.Cは同理事会において一九九一年一月一六日、以下のような東欧および旧ソ連における新国家の承認に関するガイドラインを含むユーゴスラヴィアに関する宣言⁽¹⁶⁾を発表した。

- 1 国連憲章の諸規定ならびにヘルシンキ最終文書および新しい欧州のためのパリ憲章の中で、法の支配、民主主義および人権に関してなされた約束の尊重。
- 2 全欧安全保障協力会議の枠組みの中でなされた約束に従って、民族のおよび国民的集団ならびに少数者の権利の保障。
- 3 平和的手段によつてのみ、かつ、共通の合意によつてのみ変えることができる全境の不可侵の尊重。
- 4 安全保障および地域的安定のみならず、軍縮および核の不拡散に関するすべての約束の受諾。
- 5 国家承継および地域紛争に関するすべての問題を合意によつて、適切な場合には仲裁に訴えることによつて解決することの約束。

国家承認に関する国際法の伝統的枠組とされるモンテビデオ条約では新実体の対内的組織には関心を示さなかったとは異なり、同新国家の承認に関するガイドラインは、法の支配、民主主義、民族的集団および少数者の権利保障を含む人権に関する約束、国境不可侵の尊重等を承認付与の条件として要求した。

2 東欧および旧ソ連における新国家の承認に関するガイドラインの実行

同ガイドラインに関連し、ECの勧めに応じて、セルビアおよびモンテネグロを除く他の五つの共和国（連邦構成国）がバダンテール委員会に国家承認を申請した。クロアチアに関しては実効的政府が確立しておらず、憲法が民族的少数者の権利を保障していないことから、客観的にガイドラインの要件を満たしていないとみられた。にもかかわらず一九九二年一月一五日、バダンテール委員会はECにスロベニアおよびクロアチアへの国家承認の付与を助言した。ボスニア・ヘルツェゴビナに関しても、実効的政府は欠如しており、外国軍の支援なしには独立を維持できず、また人権の適正な保護もなされていない状況であったが、国家承認が付与された。一九九二年四月七日、米国のブッシュ大統領はクロアチア、スロベニアおよびボスニア・ヘルツェゴビナについて、国家性基準を満たしているとして承認を付与するとの声明を発表し、¹⁸ オーストラリア、カナダも同様に対応した。他方、マケドニアに関しては、同委員会は国家性基準を満たしていると宣言したがギリシャが承認を拒否したこと、¹⁹ 国家承認を付与したのは一部の諸国のみであった。

EC理事会の宣言により国家承認規則は拡張したが、国家実行からみれば、新たな国家承認規則の適用には一貫性がない。グルジア紛争解決のためにEUが設置したグルジア紛争に関する独立国際事実調査ミッションは同報告書において、同ガイドラインという正当性基準が法的条件として適用されたのかまたは政治的裁量事項として適用されたのか、明らかではないとし、国家性を満たさない実体も政治的動機から承認されることも可能、とする見解を示している。²⁰

三 国家創設過程における正当性

国家承認に関する国際社会の実行によれば、独立を主張する実体が前述のような伝統的国家性基準を満たしていることができれば、国家創設プロセスにおいて強行規範（*ius cogens*）に違反する行為がある場合には、当該

実体は国際法上の正当性を欠くとみなされ、国家承認を付与していない⁽²¹⁾。コンボ独立宣言の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見も、安保理の実行において、独立宣言の時点において強行規範の重大な違反を伴う場合、そのような独立宣言を無効としてきたことを確認している⁽²²⁾。すなわち南ローデシア、北キプロスおよびスルプスカ共和国 (Republika Srpska) に関する独立宣言の場合、違法な武力行使又はその他の、ことに強行的性格の一般国際法規範の重大な違反を伴っていたことから、これらの実体は国家として承認されなかった。

III 分離権

アブハジアは独立要求の法的根拠として自決権を援用した⁽²³⁾。国際法における自決権については、その意味内容の一つとして、集団が所属国家政府によって差別的に扱われ、代表権を否定される場合には、所属国家の領土保全は尊重されず、分離独立が認められるとする解釈がある。この解釈を代表するのは救済的分離、すなわち集団の主張が所属国家政府に反映されず、その人権に深刻な侵害があるという実的要件、および平和的解決手段を尽くしても解決に至らないという手続的要件がともに満たされた場合には、最終的手段として、集団の自決権が所属国家の領土保全に優先し、所属国家からの分離独立が認められるとする理論であり、学説において支持されている⁽²⁴⁾。なお、救済的分離の理論では、集団が分離権の主体とみなされる前提として、まず同集団が何らかの共通要因によって結ばれていることが必要であるとする。

コンボ独立宣言の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見は救済的分離に関する判断を回避したが、救済的分離権の存在を否定していない。同意見に関しては、コンボにおいて救済的分離権が認められるための理論上の二つの要件、

実体的要件および手続的要件のそれぞれに含まれる要素が存在したことを間接的に認めているとする解釈がある。⁽²⁵⁾ 具体的要件に関して勧告的意見は、安保理決議二二四四が「重大な人道的状況を解決することを決定し」、FRYに「コソボにおける暴力および抑圧の即時かつ検証可能な終息」⁽²⁶⁾を要請したことを確認した。そして裁量権に関するコンテキストでは、セルビア政府の政策によりコソボ住民が重大な人権侵害の被害者となった事実を示唆している。手続的要件に関して同勧告的意見は、「事実の概要」⁽²⁷⁾のコンテキストにおいて、安保理決議二二四四採択および国連暫定統治に続き、コソボの最終的地位プロセスとして位置付けられる交渉が開始され、この間の交渉を通じて可能な解決手段が尽くされ、最終的地位プロセスの完了後に独立宣言が採択された経緯に言及することにより、救済的分離に関する手続的要件とされる要因が存在することを間接的に認めている。またコソボ独立宣言の起草者がコソボ議会ではなく、「暫定統治枠組の外でコソボ人民の代表としての資格で共同行動する人々 (persons who acted together in their capacity as representatives of the people of Kosovo)」であると認定し、コソボ独立宣言が「コソボ人民の意思」の表明であることも確認している。⁽²⁸⁾ 以上から、勧告的意見は救済的分離権の存在を否定しておらず、コソボ人民は救済的分離権の主体とみなされるとする余地を含んでいると解釈することができる。

IV 最近の実行

一 コソボ

1 国家性

独立宣言時点においてコソボは、安保理決議二二四四に基づき、UNMIKによる国連暫定統治の下にあり、その状

況は現在も同様である。コンボ独立宣言合法性事件手続過程において、コンボ支持諸国は、コンボは一九三三年モンテヴェデオ条約の国家性基準を満たしており、東欧旧ソ連における新国家承認のガイドラインに一致していると主張した⁽²⁹⁾。具体的には、コンボ暫定自治政府諸機構 (PISG) は立法権および統治権を行使している。外交関係に関しては、一九の大使館および一〇の代表部がコンボにおいて開設され、また一一のコンボ在外公館 (accredited embassies) が開設されており、コンボは国際通貨基金 (IMF)、世界銀行、国際開発協会 (IDA) および国際金融公社 (IFC) の国際機構加盟国として参加しており、そしてヨーロッパの人権基準を満たしている⁽³⁰⁾。従って、国家としての既成事実が存在するという⁽³¹⁾。

しかし実際には、政府としての立法および行政機能は UNMIK、KFOR、EULEX という、いずれも国際機構が創設したミッションが担当しており、KFOR は治安維持、EULEX はルール・オブ・ロー、公序および安全保障の維持促進、UNMIK は文民統治機能の権限および責任を有している。司法権に関しても、一部の地域では外国の裁判官が指名されたり、セルビアの司法制度の一部としてセルビア国内裁判所が機能していたりする現状がある⁽³³⁾。対外関係については国連特使および UNMIK がコンボの対外関係に関する役割を果たしていることから、コンボ単独による外交権を行使しているとみるのは難しい⁽³⁴⁾。コンボにおいてこれらの国際機構のプレゼンスなくしてコンボの統治は不可能であろう。以上から、伝統的国際法における国家性基準の一つとされる他国と関係を結ぶ能力⁽³⁵⁾、およびコンボ住民によって構成される実効的政府の不存在が明らかである⁽³⁶⁾。従って伝統的国際法の視点から見れば、コンボは国家性基準を満たしているとは難しい⁽³⁷⁾。

2 分離権

(1) コソボ「人民」

コソボは人口約二二〇万人（二〇〇八年二月現在）、そのうち約九二％をアルバニア民族が占め、その他はセルビア民族、トルコ民族等で構成される。コソボのアルバニア民族の大部分にはアルバニア語を使用するイスラム教徒であるという共通要因がある。⁽³⁸⁾一三八九年から一九一三年まで、コソボはオスマン・トルコの領土となった。一九一八年、コソボはセルビア・クロアチア・スロベニア王国の一部に編入されたが、国際連盟の支援により締結された民族的少数者保護条約のもとで、民族語による教育が許容されていた。一九四五年、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（SFRY）建国後、一九四六年に制定されたSFRY憲法により、コソボはセルビア共和国に属する自治地域となり、一九七四年SFRY憲法では、コソボ自治州は共和国に準じた大幅な自治権を獲得し、独自の憲法、議会、政府、裁判所を有した。⁽³⁹⁾

勧告的意見は自決権に関する議論には立入らず、従って自決権の主体すなわち「人民」に関しても明確にしていない。ただし独立宣言立案者を「コソボ人民によって民主的に選出された人々」と捉えている。⁽⁴⁰⁾また独立が「人民の意思」の反映であるとするコソボ独立宣言本文を引用している。⁽⁴¹⁾この点からすれば、同勧告的意見はコソボ独立宣言をコソボ人民による自決権の行使とみなしたと解釈することができる。この点に関連し、トリンダージ裁判官個別意見は、「人民」の定義に関して次のように、「共通の苦難」を含む何らかの事実的要素によって結合している集団とし、コソボを「人民」とみなすことができる」と示唆している。

国際法において何が「人民」を構成するのかについては詳細にはなっていない。その輪郭について明らかなのは主観的、客観的要素の結合ということであるが、それらはすべて法律的ではなく事実的要素ということである。

UNMIK憲法枠組がコソボは「特別の歴史的、法的、文化的小および言語的屬性を有する人民の实体」であることを指摘しているのを想起することができる。もう一つの要素として、共通の苦難 (common suffering) が追加できるであろう。⁽⁴²⁾

(2) 人権侵害

コソボの将来の地位に関する国連事務総長特使アハティサリ報告書 (二〇〇七年) は、セルビア民族とコソボアルバニア民族との不信および歴史的な敵対関係、ミロシェビッチ政権によるコソボの自治剝奪とアルバニア民族に対する差別、残虐な弾圧、強制移動および退去といった重大な人権侵害を指摘した。⁽⁴³⁾ コソボに逸早く国家承認を付与した米国のライス国務長官は、国家承認の際、ユーゴ解体の過程で生じた、セルビアのコソボ住民に対する残虐な暴力行為を含む民族浄化、市民に対する犯罪等に言及した。⁽⁴⁴⁾

コソボ独立宣言の合法性に関する勧告的意見手続きにおいて、多くの参加国がセルビアのコソボ住民に対する深刻かつ大規模な人権侵害に言及した。ドイツ、英国、オランダ、アルバニア、オーストリア、エストニア、ポーランド、イス、米国、スロヴェニア、ルクセンブルグ、フィンランドおよびノルウェーは各陳述書において、英国はその意見書において、そして口頭陳述においては、アルバニア、デンマーク、ブラジル、米国、クロアチア、ヨルダン、オランダ、フィンランドおよび英国が、コソボ住民が被った人権侵害に触れている。⁽⁴⁷⁾

同勧告的意見においてユスフ裁判官個別意見は、ユーゴの暴力的解体、セルビア当局による自治の剝奪、民族浄化と人道に対する罪、国際司法裁判所も確認した、コソボにおける人道的悲劇、人命損失、甚大な被害といったコソボの状況が、内的自決権を母国から分離独立する権利へと変化させようとの見解を示した。⁽⁴⁸⁾ またトリンダージ裁判官個別意見

は、一九八九年のセルビア当局による強制的なコソボの自治剥奪に端を発して一九九八一―一九九九年には人道的悲劇状態に至り、この局面でセルビア公認の下でコソボのアルバニア民族に対する差別的政策、さらに民族浄化が実施され、大量の難民流出、住民への大規模な強制移動が引き起こされ、一五〇万人のアルバニア民族がその家から強制的に追放され、コソボ住民の大部分が犠牲になった事実を指摘し、これらは人権侵害、戦争犯罪および人道法違反としての国際法違反行為であり、このようなセルビアの行為によってもたらされたコソボにおける人道的危機、人道的悲劇および国際法違反反ゆえに、セルビアは領土保全を主張することができず、コソボ住民が主張する自決権が認められるとする見解を示した。⁽⁴⁹⁾

(3) 最終的手段

コソボの地位問題に関しては安保理決議一二四四に基づき、コソボの政治的地位プロセスとしてセルビアおよびコソボの紛争当事者間での交渉が進められたが進展せず、二〇〇五年一月、国連はアハティサリをコソボの将来の地位に関する国連事務総長特使に任命し、同特使およびコンタクト・グループ（米露英独仏伊）によりコソボの地位に関する包括的解決交渉が行われた。二〇〇七年二月二日、アハティサリ特使が提示した包括的解決案は、コソボに民主的な自由統治、条約締結権、国際機関への加盟を認める等、独立国家という表現は用いられていないが、実質的には独立国と同等の地位を認める内容であった。コソボは同案を受け入れたが、セルビア大統領タディッチは同案を拒否した。同案については国連安保理での採択を目指したが、ロシアの反対が明らかになったため安保理への提案は断念された。次にコンタクト・グループは、当事者間による直接交渉を目的として、アメリカ、EU、ロシアの各特使によって構成されるトロイカによる仲介プロセスを開始し、その過程で一四項目の提案を行った。セルビアはコソボの独立は決し

て受け入れないと主張したのに対し、コソボは独立以外の選択肢はないと主張して交渉は膠着状態となった。

二〇〇七年三月に安保理に提出されたアハティサリー報告書は、セルビア民族によるコソボ・アルバニア民族に対する重大な人権侵害、セルビアから完全に離脱した国連暫定統治の下での統治状況、すなわちセルビア統治権からの長期間の離脱、といった要因を有するコソボを特別の事例 (unique case) とみなした上で、包括的提案を提示し、度重なる交渉をしたが進展はなく、合意達成のための当事者が持つ力は尽くされ、これ以上いかなる話し合いをしてもこの膠着状態を克服することはできず、「唯一の可能な選択肢は当面の期間、国際社会の監督下での独立」であるととしてコソボ独立を勧告した。⁽⁵⁰⁾ 二〇〇七年一月、トロイカ仲介プロセスの経緯をまとめた報告書が提出され、「裏返していい石はないと誓う」という表現で、すべての可能な手段を尽くしたが交渉による打開は不可能であると結論づけた。⁽⁵¹⁾ 二〇〇八年二月一七日、「われらの指導者の誠実な参加にもかかわらず、(紛争当事者) 相互に受け入れ可能な地位について結論に達することができなかった」としてコソボは独立を宣言した。二〇〇八年二月、米国がコソボの国家承認を表明した際、ライス国務長官は「独立は唯一の可能な選択肢」であると表明した。⁽⁵²⁾

コソボ関係文書およびコソボ独立宣言の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見は、セルビアからの分離独立がコソボの被った人権侵害を救済する唯一の選択肢であるとする見解への支持を示唆する。勧告的意見は救済的分離権の手続的要件に関して、「事実の概要」⁽⁵³⁾ のコンテキストにおいて、安保理決議二二四採択および国連暫定統治に続き、コソボの最終的地位プロセスとして位置付けられる交渉が開始され、この間の交渉を通じて可能な解決手段が尽くされ、最終的地位プロセスの完了後に独立宣言が採択された経緯に言及することにより、コソボ紛争の解決に関してあらゆる可能な手段と努力を尽くしたが膠着状態を打開できず、その結果コソボは最終的手段として分離独立に訴えた、と理解しうるように論じているのである。この点について、勧告的意見は救済的分離に関する手続的要件とされる要因が存在

することを認めている以下の諸国の意見を反映しているとみることができる。同勧告的意見手続過程において、コソボ、アルバニア、エストニア、ドイツおよびオランダは、コソボの独立宣言は他に選択肢のない最終的手段であったと主張し、またスイス、フィンランドは最終的手段として集団による所属国家からの分離独立が認められるとする見解を示している。⁽⁵⁶⁾

以上のように国際機構および諸国家の中に、コソボ人民の救済的分離権を根拠として、その所属国家であったセルビアからの分離独立が認められたと解釈するものがある。⁽⁵⁷⁾

二 アブハジア

1 アブハジア紛争

(1) 紛争の経緯

現在のアブハジア地域は一〇世紀にグルジアの領土に統合され、一七世紀には公国として独立したが、一八一〇年、ロシアが征服し、一八六四年までに全領土がロシアに併合された。一九二一年三月四日、ソビエト連邦内部で完全な共和国の地位を有するアブハジア・ソビエト社会主義共和国 (Abkhazian Soviet Socialist Republic) が成立し、グルジア革命委員会 (Revkom) はアブハジア・ソビエト共和国の独立を承認したが、同年一月、アブハジアは連合共和国 (Union Republic) としての地位を維持したままグルジア共和国と連合協定 (Treaty of Union) に基づき統合した。一九二五年アブハジア憲法はソビエト連邦からの分離権を含めて、高度の政治的自治を規定した。一九二二年ソ連憲法はアブハジアのグルジア内部における別個の地位は認めていないが、一九二一年憲法の枠組みではアブハジア自治共和国は国家とみなされ、憲法、ソ連邦内の国家としての象徴、政府、アブハジア最高会議 (Supreme Soviet of Abkhazia) および大

臣職が存在した。⁽⁵⁸⁾

一九三一年二月一九日、スターリンによりアブハジアはグルジア内部の自治共和国 (Autonomous Soviet Socialist Republic) に降格され、アブハズ民族に対する差別政策がとられたが、一九五三年、スターリンの死により、アブハズ民族に対する政策は改められて名誉回復措置がとられた。一九七八年、アブハジア民族はアブハジア自治共和国をグルジアから分離し、ロシア社会主義連邦共和国 (Russian Federative Socialist Republic) への編入を要求したがロシアは拒否し、一九七八年ソ連憲法第八五条はアブハジアの法的地位について、グルジアに属するアブハジア自治共和国と規定した。

ゴルバチョフ大統領はソ連邦刷新のための全連邦構成国を対象とした住民投票を提案し、グルジアはボイコットしたが、一九九一年三月一七日、アブハジアは住民投票を実施し、投票率五二・三%のうち九八・六%が連邦存続に賛成した。他方、グルジアでは三月三一日、ソ連邦からの独立を問う住民投票が実施され、投票率九〇・六%のうち九九%がグルジア独立に賛成した。⁽⁵⁹⁾一九九一年二月、アブハジア議会選挙が実施され、六五議席中二八議席がアブハズ民族、二六議席がグルジア民族として一一議席がその他の民族で占められた。しかしアブハジア議会開催後間もなく、多数決によって採択された決定のほとんどはグルジア民族議員によって拒否され、同議会は機能不全となり、民族間の緊張状態は高まった。⁽⁶⁰⁾

アブハジアとグルジア間での大規模な武力衝突は、一九九二年および二〇〇八年に発生している。ソ連邦解体後の一九九二年二月、グルジア政府は旧ソ連時代に制定された憲法を含むすべての法を無効とし、一九二一年グルジア憲法を復活すると宣言した。⁽⁶¹⁾七月二三日、アブハジア議会は「アブハジア共和国」として主権宣言し、一九二五年アブハジア憲法の復活を宣言した。⁽⁶²⁾同一九二五年憲法はグルジアとアブハジアとは、「平等な二つの共和国」間の連邦関係である

と規定しており、この時点ではアブハジアは独立の意思表示はしていない。八月一四日、グルジア政府はこの動きを制圧するため、政府軍三〇〇〇人をアブハジアの首都シュクミに進攻させ、アブハジアとの間で武力衝突が発生した。この時、ロシアのイェリツィン大統領はグルジアの領土保全支持を宣言した。一九九三年九月中旬、アブハジア軍はシュクミを奪還し、グルジア軍を撃退した。一九九四年一月四日、アブハジア政府は新憲法を採択し、国際法上の主権国家としての地位を宣言した。⁽⁶³⁾

グルジアによるNATO加盟の意思表明を受け、二〇〇八年四月、NATOがグルジアおよびウクライナのNATO加盟を協議したことに反発し、ロシアは二万人の軍隊をアブハジアの五つの基地に派遣し、八月、ロシアとグルジアとの間で武力紛争が発生した。⁽⁶⁵⁾グルジアはロシアおよびアブハジア武装勢力に敗北し、八月一五日、国際機関の調停により停戦協定が合意された。⁽⁶⁶⁾八月二六日、ロシアは正式に南オセチアおよびアブハジアを独立国として承認し、八月二八日、ロシア国連代表は安保理において、アブハジア承認に関するロシアの布告を発表した。⁽⁶⁷⁾ロシアによるアブハジアへの国家承認付与に対し、グルジアは国際法違反の行為として非難した。⁽⁶⁸⁾武力紛争以降、アブハジアにはロシア軍三八〇〇人を中心とする平和維持軍が駐留し、事実上グルジアの支配は及んでいない。⁽⁶⁹⁾

(2) 国際社会の対応

(i) 国連

安保理は一九九三年一〇月、安保理決議八七六⁽⁷⁰⁾以降、二〇〇八年四月、安保理決議一八〇八⁽⁷¹⁾まで、グルジア紛争に関して多数の決議を採択したが、一貫してアブハジアの分離権を否定し、グルジアの主権および領土保全を支持している。⁽⁷²⁾

グルジア問題解決のための事務総長特別代表 (Dieter Bodan) が提案した「トビリシおよびシユクミ間の権限配分のための原則」(ボーデン文書二〇〇一年)⁽²³⁾においても、「一九九一年二月二日に受け入れられた境界線は変更しえない」としてグルジアの領土的現状維持を明記し(第一パラグラフ)、アブハジアについては、「グルジア国家内部に樹立された法的規範に基づく主権の実体」であるとし、グルジア国家内部での「特別の地位」(第二パラグラフ)を認め、また「民族的少数者に対する差別を排除し、すべての人の基本的権利及び自由の保護」を規定する(第七パラグラフ)。言い換えればグルジアの領土的現状の維持を基本原則としつつ、アブハジア人民の自決権および人権の保障を提言している。⁽²⁴⁾ アブハジア紛争解決に関するこの基本原則については、国連調停活動支援グループ (Group of Friends of Secretary-General)⁽²⁵⁾ および安保理も支持している。

(ii) 諸国家

OSCE、主要国首脳会議 (G8) 参加国、EU および欧州評議会等もグルジアの領土保全を繰り返し確認してアブハジアの分離権を否定し、南オセチアおよびアブハジア分離独立に関するロシアからの承認要請を拒否している。OSCE および欧州評議会はロシアによる国家承認付与はグルジアの領土保全侵害行為であるとして非難した。⁽²⁶⁾ OSCE は議長声明として、「ロシアはOSCE参加国として、同原則に従い、およびグルジアの領土保全と主権を尊重すべき」⁽²⁷⁾ とし、カナダは二〇〇八年九月一日、ロシアによる両実体への国家承認は、「グルジアの領土保全と主権の侵害であり、またロシアも賛成票を投じた安保理決議に反する」⁽²⁸⁾ とする声明を発表し、米国は九月三〇日、グルジアの領土保全と独立を支持する法を可決した。⁽²⁹⁾

G8参加国のうちロシアを除く七カ国(カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、米国、英国)は、二〇〇八年

八月二八日、ロシアによるアブハジアへの国家承認を非難する以下の外務大臣声明を発表した。

我々、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、米国、英国の外務大臣は、G8構成国中の一国による行動を非難する。ロシアによる南オセチア及びアブハジアの独立の承認は、グルジアの領土保全及び主権を侵害するものであり、ロシアも支持した二連の国連安保理決議に反するものである。我々は、グルジアにおけるロシアの過度の武力行使及びグルジア領土の一部の占領継続を遺憾とする。⁽⁸⁰⁾

同日開催された上海協力機構（加盟国はロシア、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタンおよび中国）首脳会議において採択された宣言は、「南オセチアの平和構築に向けたロシアの役割を支持するものの、南オセチアの緊張状態に対し懸念を表明する」（ドウシヤンベ宣言）として、ロシアのアブハジア国家承認を容認せず、間接的に否定している。⁽⁸¹⁾

EU理事会は九月一日、議長総括においてグルジアの領土保全を確認した。⁽⁸²⁾ 欧州評議会議員会議は二〇〇九年一月に採択した勧告および報告書においてグルジアの領土保全を確認し、⁽⁸³⁾ 同二八日に採択した決議一六四七では、「ロシアによる南オセチアおよびアブハジアの独立承認を国際法および欧州評議会規定原則違反」とみなして非難し、「評議会はグルジアの領土保全および主権および国境線不可侵への献身を再確認し、ロシアによるアブハジア国家承認の撤回を繰り返し要請する」と宣言した。⁽⁸⁴⁾

(iii) 独立国際事実調査ミッション

EU理事会は二〇〇八年二月二日、グルジア紛争に関する原因、国際法、人道法及び人権法に関する犯罪を含めた紛争の経緯の調査を任務とする、独立国際事実調査ミッションの設置を決定し、⁽⁸⁵⁾ 同ミッションの調査報告書が二〇〇九

年九月に示された。⁽⁸⁶⁾ 同報告書は、南オセチアおよびアブハジアには承認を付与すべきではないとする結論を示した。その理由は、両実体は国家性基準を満たしておらず、国家創設プロセスそのものに正当性がなく、領域内の民族的少数者および人権に関する基本的条件を満たしていないと指摘している。⁽⁸⁷⁾ 同報告書はその提出がロシアによるアブハジアへの国家承認付与の一年後であったため、諸国家の政策決定にあたって参照される機会を逃したが、国際法の視点からも具体的問題点が検討され、紛争の経緯に関して中立的な立場から客観的かつ詳細な調査結果を示している。

以下、国際機構および諸国家の対応、そして同ミッションの調査報告書を手がかりに、国際社会がグルジアの領土保全を尊重し、アブハジアに国家承認を付与すべきではないと判断した具体的な理由について検討する。

2 国家性

(1) 伝統的国家性基準

アブハジアの国家性基準のうち、恒久的住民の存在に関し、問題になるのは、同領域の多数住民によるロシア市民権の取得、そして恒常的な非アブハズ民族難民の流出という要因¹いわゆるロシア化である。ロシア連邦はロシア国籍を取得したアブハジア住民をロシア管轄下の個人とみなし、ロシア大統領選挙における投票権、ロシア市民としての年金受給資格等を付与している。アブハジア当局によれば「アブハジアのすべての住民は実際には同時にロシア連邦市民である」としている。ロシア国籍の集団を、アブハジアの恒久的住民とみなすことができるのか疑問が生ずる。ただし国籍は新国家創設後に定義されるので、独立宣言の時点での住民の国籍は、実体の恒久的住民かどうかの判断基準とはされない。従ってアブハジアに居住する住民は、その国籍如何にかかわらず、一般的に恒久的住民を構成するとみなすことができるであろう。⁽⁸⁸⁾

アブハジア当局は関連領域および当該領域上の住民に関して実効的支配を確立しているとみなすことはできるか。アブハジアにおいては一九九三年以降、ロシア軍の駐留が続いていたが、二〇〇八年九月一七日、ロシアのメドベージェフ大統領はアブハジア自治共和国との間に友好協力相互援助条約⁹⁰⁾を締結し、軍事的に支援している。アブハジアの安全保障および防衛政策並びに防衛機関の構造は総じてロシアの支配下にある。その一方で、アブハジア当局ははっきりとロシアからは独立を維持すると表明した。また二〇〇四年―二〇〇五年に実施されたアブハジア大統領選挙において、ロシア政府が支持した候補者は落選した。その点ではロシアによるアブハジア支配は限定的とみることができるといえる。ゲルジア紛争に関する独立国際事実調査ミッション報告書は、アブハジアは実効性基準を満たした国家類似の実体(“state-like entity”)としての資格を有するとの見解を示した。⁹¹⁾

(2) 追加的国家性基準

領域上のすべての住民の人権保障または人権侵害の要因に関しては、国家創設過程における強行規範違反の要因とも共通するため、後述する。ここでは新たな追加的国家性基準の一つに含まれる、独立を主張する実体内部における民族的少数者の権利を含む個人の人権保障という基準に関して、アブハジア当局が保障しているか、という視点から検討する。分離権の実体的要件とされる、ゲルジアのアブハジアに対する大規模かつ深刻な人権侵害が存在するかという点に関しては、「4 分離権」において検討する。

(i) 移動・居住の自由

市民的政治的権利に関する国際規約一二条一項は、「合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域

内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する」と規定しているが、同条は、移動の自由のみならず常居所地に留まる権利も含むとされる。また国内強制移動に関する国連指導原則第六原則一は「すべての人は、自らの住居または常居所地からの恣意的な強制移動から保護される権利を有する」と規定する。さらに国内避難民の帰還、再定住および再統合に関して同原則二八―三〇は、国外からも国内からも自らの住居もしくは常居所地へ帰還する権利の保護を関係政府の義務としている。アブハジア当局はグルジア民族を含む非アブハズ民族をアブハジアから強制移動し、これらの人々の自らの住居もしくは常居所地への帰還を否定している。国際機構はアブハジア当局のこのような強制移動を民族浄化とみなし、ともに国際法違反として非難している。

武力衝突発生以前、一九八九年の国勢調査によれば、同地域では人口五二万五〇六一人であり、そのうち四五・七%がグルジア民族であった。⁽⁹⁴⁾一九九二―九三年の武力紛争中に、非アブハズ民族約一万人が死亡し、二五万から三〇万人が難民となって周辺地域に逃れた。⁽⁹⁵⁾紛争後二〇〇三年の同地域の人口はアブハジア当局によれば二二万五九七二人、グルジア統計局によれば一七万九〇〇〇人であり、そのうちグルジア民族は三万―七万人とされる。⁽⁹⁷⁾二〇〇九年国連報告書によれば、二〇〇八年八月七―八日に発生した武力紛争およびその影響により、一三万三〇〇〇人に対する強制移動があった。⁽⁹⁸⁾アブハジアのコドリ渓谷においては、約三〇〇〇人のグルジア民族共同体が存在していたが、二〇〇八年八月の武力紛争とその影響により、国連調査によれば一八二一人（アムネステイ・インターナショナルによれば二五〇〇人）に対する国内強制移動があった。⁽⁹⁹⁾

強制移動の結果、国内避難民となった人々について国連は、居住地への帰還を保証するための適正手段をとるべきであるとアブハジア、南オセチアおよびロシア当局に勧告している。⁽¹⁰⁰⁾国連の支援の下で、一九九五年、ガリ地域（*Gali region*）への難民の自主的帰還が開始され、一九九六年までには二万五〇〇〇―三万人が帰還した。一九九六年、アブ

アジアにおいて議会選挙が実施されたが、帰還難民は不参加であったため、欧州評議会議員会議は選挙の正当性がないとして選挙結果を認めていない。⁽¹⁰⁾一九九八年初頭、ガリ地域でアブハジア武装勢力によるグルジア民族住民に対する攻撃があったとされ、同地域から非アブハズ民族三万五〇〇〇から四万人が避難した。⁽¹¹⁾その後、帰還は進んでいない。

国連およびOSCEはこのようなアブハジアによる行為を民族浄化とみなしている。⁽¹²⁾民族浄化について法的定義はないが、安保理の旧ユーゴ人道法違反に関する専門家委員会によれば、「民族浄化とは、領域から人々を離脱させるために武力または威嚇によって当該領域を民族的に単一にすることを意味する」とする。安保理決議八七六（一九九三年）は、「民族浄化」およびその他の重大な人道法違反の報告を深く懸念し（前文第五パラグラフ）、「国際人道法違反の行為を強く非難」（第二パラグラフ）した。また国連総会決議六二／二四九（二〇〇八年二月採択）は、強制移動によりアブハジアから数十万人の難民が流出したことについて、この行為は恣意的強制移動であり、人権および基本的自由の侵害であると認め、このような人道的状況を懸念している。⁽¹³⁾欧州評議会議員会議決議一六三三は、「民族浄化は人種差別撤廃条約一条の極端な型式である」と宣言していることから、民族浄化は人権法違反の行為とみなすことができる。グルジア紛争に関する独立国際事実調査ミッション報告書はアブハジア当局はロシアと共に、難民の帰還を保障するすべての適切な措置をとらなければならないと勧告している。⁽¹⁴⁾しかしアブハジアは難民の安全な帰還権を保障せず、人権および民族的少数者に関する基本的条件を満たしていない事実に基づき、アブハジアは国家性基準を満たしておらず、国家として承認されるべきではないと判断している。⁽¹⁵⁾

強制移動に関してさらに問題となるのは、移動の対象とされたのはすべて非アブハズ民族であり、そこに民族的要因が含まれることである。この点について人種差別撤廃委員会は本紛争が民族に基づく差別を含むという問題点を指摘する。⁽¹⁶⁾

(ii) 国籍に関する権利

二〇〇二年、ロシアは市民権法を制定し、自国と十分な実質的および事実上の結びつきのない、領域外のグルジアに居住するアブハジア住民に集団的に帰化を認め、ロシア旅券を交付する政策を積極的に進めた⁽¹⁰⁾。同政策は以下の三つの点で国際法違反とみなすことができる。第一に国際人権法における個人の国籍に関する権利を侵害する。国内に非居住の個人の帰化それ自体は違法ではない。しかし世界人権宣言一五条⁽¹¹⁾、欧州国籍条約(一九九七年)四条はともに、国籍を有する権利を保障し、恣意的な理由による国籍の剥奪を禁止する。以上は国際慣習法とみなされているが、これらの規定から、帰化は原則として当該個人の同意を必要とすると解釈されている⁽¹²⁾。グルジア紛争に関する独立国際事実調査ミッション報告書は、アブハジア住民はロシア国籍を受け入れることを強制された証拠があるとしている。また人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) によれば、ガリ地域に居住するグルジア民族四万二〇〇〇人に対し、ロシア市民権を取得するよう圧力があつたとしている⁽¹³⁾。従つてロシアによる集団的旅券交付政策は国籍に関する一般国際法に違反する⁽¹⁴⁾。

なおアブハジア住民がロシアに帰化する以前、無国籍であつたかどうかについてロシアおよびグルジア双方に見解の相違がある。一九九三年三月二五日に制定されたグルジア市民権法は、グルジア領域上の住民がグルジア国籍を自動的に取得する旨規定している⁽¹⁵⁾ことから、アブハジア住民にはソ連解体に伴い、グルジア国籍を取得したと推測することができる。このような領土主権の変更に伴う国籍変更は国際法原則に沿っている。

第二に、ロシアは市民権法の適用にあたり、民族、人種を基準として選択的・差別的に帰化を認めている。このような行為は、人種差別禁止条約(一九六五年)一条三項、同五条、そしてバダンテール委員会第二意見(一九九二年)第三パラグラフ「すべての個人はいずれの民族的、宗教的または言語的共同体に所属するかをその望むままに選択しうる」

と両立しない。

第三に、ロシアによるアブハジア住民への帰化政策は、グルジアに属する個人の国籍に関する権利を侵害する。加えて、ロシア政府による旅券交付政策はグルジアの国家としての人的管轄権の侵害、領土主権の侵害および内政干渉を構成し、友好関係原則宣言⁽¹⁷⁾における国内問題不干渉原則および相互協力義務原則違反とみなすことができる⁽¹⁸⁾。

なお、ハーグ国籍条約（一九三〇年）一条および欧州国籍条約三条は、パスポート発給は当該個人が発給国の国籍を有することを確認するものではなく、一応の（*prima facie*）国籍の証拠を構成するにすぎないと規定し、これらの規定は国際慣習法を構成するとされる。これらの条文に基づき、グルジア紛争に関する独立国際事実調査ミッション報告書は、グルジア、第三国および国際法廷はアブハジア住民のロシア国籍を承認してはならないと勧告する⁽¹⁹⁾。

(iii) その他の人権

以上の人権侵害に関する問題に加え、国連⁽²⁰⁾およびOSCEは、アブハジアのガリ地域において、強制移動させられた人の財産権、グルジア民族に関するグルジア語での指導、移動の自由、行政サービスおよび雇用の機会へのアクセス等が保障されていないことが重要な人権問題となっていると指摘する。またOSCE民族的少数者高等弁務官は、二〇〇五年一月、「国際規範および基準は、領域および人民を統治するいかなる当局も、たとえ国際社会に承認されていないとしても、民族的少数者の権利を含め、すべての人の人権を尊重しなければならない」として、アブハジア当局は人権に関する国際法上の義務に拘束されることを指摘した⁽²¹⁾。

なお、二〇〇八年八月一二日、グルジアは国際司法裁判所に、ロシアによる人種差別撤廃条約違反を主張して提訴し、八月一四日、同条約違反の停止を命令する暫定措置を申請した。国際司法裁判所は一月一五日、ロシアに条約の下で

の法的義務の遵守を命ずる暫定措置を示したが、本案に関しては二〇一一年四月一日、管轄権がないと判断した。

3 国家創設過程の正当性

(1) 国際人道法

アブハジア分離独立をめぐる武力紛争中および紛争後、アブハジア当局による非アブハズ民族に対する強制移動が行われ、そのような行為が国際人権法違反であることは既に確認した。同時に、武力紛争時における強制移動は国際人道法違反も構成する。非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（ジュネーブ諸条約第二追加議定書）一七条二項は、「文民は、紛争に関連する理由で自国の領域を離れることを強要されない」と規定しており、アブハジア当局による強制移動は同規定違反である。

なお、国際刑事裁判所規程八条二項e (iii)は「その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合には強制移動は禁止されないとして訴追対象から除外し、国際赤十字委員会コメントारीも「住民が重大な危険に曝されるのを阻止するための強制移動は明示的には禁止されない」とする。しかし関係文民の安全保障または緊急の軍事的理由がない限り、占領地からの文民の追放および国内的武力紛争における文民の強制的移動は戦争犯罪とみなされる。前述の安保理決議八七六は、「一九九三年七月二七日停戦合意に関するアブハジア側による重大な違反および国際人道法違反の行為」（第二パラグラフ）があるとして非難した。

(2) 武力行使禁止原則

アブハジア独立宣言までの過程においてロシアは武力を行使してアブハジアを支援した。ロシアはそのような武力行

使を正当化する根拠として、自衛権⁽¹²⁾、平和維持軍の任務遂行、人道的介入および自国民保護を主張した⁽¹³⁾。自衛権の主張に関して、ロシアは武力を行使するにあたり、必要性と均衡性および他国からの先制攻撃という要件を満たしていない⁽¹⁴⁾。グルジアのアブハジアに対する急迫した武力攻撃の事実は確認されていない⁽¹⁵⁾。均衡性に関しては、先の武力攻撃発生後に招集された安保理緊急会議において、理事国はロシアによる軍事的反撃はグルジア軍による攻撃の程度を超えていると指摘した⁽¹⁶⁾。グルジア領域内のロシア平和維持軍基地へのグルジア軍による先制攻撃の事実も、またテロリストによる先制攻撃の事実も、監視団によって確認されていない。

平和維持軍の増強および任務遂行目的に関するロシアの主張によれば、上部コドリ渓谷における広範囲の空爆は、南オセチアに駐留するロシア平和維持軍に対するグルジアからの攻撃を阻止する目的であり、合理的対応であるという⁽¹⁸⁾。この点について安保理緊急会議では、平和維持活動の任務中に許容される武力の目的は自衛であり、また活動は紛争当事者双方に中立でなければならぬにもかかわらず、ロシア軍は紛争当事者の一方に加担しているとしてロシアは非難された⁽¹⁹⁾。

人道的介入および自国民保護を目的とする武力行使に関しては、ロシアの主張によれば、国際法における武力行使禁止原則の例外となるとするが、そのような慣習法は存在しない。従ってグルジアに対する武力行使に関してロシアが主張するいずれの正当性事由も認めることはできない⁽²⁰⁾。グルジア紛争に関する独立国際事実調査ミッション報告書は、グルジア紛争におけるロシアの武力行使は国連憲章二条四項違反であり、また五一条の下で自衛権の行使として正当化することはできないと判断している。加えてロシアは二〇〇八年停戦合意以後にも武力攻撃を断続的に行っているが、この武力行使も停戦合意違反であり、正当性を認めることはできない⁽²¹⁾。同ミッションは二〇〇九年、「戦闘行為は二〇〇八年八月、南オセチア首都ツヒンバリへのグルジアによる砲撃という不当な攻撃によって開始された。しかしグルジア

はロシアの数か月にも及ぶ挑発行為に対抗したのであり、双方に国際法違反がある」と報告している。以上から、アブハジア分離独立の過程において武力行使禁止原則違反が存在すると言いうことができる。

4 分離権

ロシアがアブハジアへの国家承認付与の根拠として援用するのは救済的分離の理論である。ロシアは、グルジア政府が友好関係原則宣言人民の同権および自決原則第七パラグラフが規定する「人民の同権と自決の原則にしたがって行動し、領域に属するすべての人民を代表する政府」の基準を満たしておらず、アブハジア住民に対して軍事力を用いた残虐行為を行い、アブハジア住民から分離独立以外の選択肢を奪った結果として、アブハジア住民は自らの意思にもとづき独立を表明したと主張する。⁽¹⁰⁾ロシアの主張のように、アブハジア住民は救済的分離権の主体として認められるか、以下に検討する。

(1) アブハジア「人民」

帝政ロシア支配下にあった一八九七年当時、アブハズ民族は現在のアブハジア領域で多数を占めていたが、ソ連政権のグルジア化政策により同領域からアブハズ民族が追放され、一九二六年、アブハズ民族は二八％に低下し、さらに一九七〇―八〇年代、グルジア政府の政策により、グルジア民族、イラン系民族、ロシア民族がアブハジアに移住した。⁽¹¹⁾アブハジア住民の信仰する宗教はキリスト教、イスラム教およびアニミズムの重層構造とされる。⁽¹²⁾

アブハジアの人口およびその民族構成は、分離をめぐる武力衝突の前後で大きく異なる。ソビエト連邦時代最後の国勢調査（一九八九年）では、アブハジアの人口は約五二万人、そのうちの四八％がグルジア民族（その多くはグルジア

系のメグレレル民族)、一七%がアブハズ民族であり、その他少数民族としてロシア民族、アルメニア民族、ギリシャ民族等が居住していた。⁽¹⁴⁾ 国連調査でも、一九九〇年当時のアブハジアにおけるアブハズ民族の割合は一八%、グルジア民族四六%、ロシア民族一六%、アルメニア民族一五%、その他五%であり、一九九二年、アブハジア分離をめぐるグルジアとの間で武力衝突が発生した当時も住民構成に大きな変化はない。従ってアブハズ民族は同領域での多数住民ではなかった。⁽¹⁵⁾

武力衝突を契機にアブハジアにおける人口は激減し、正確な統計結果は得られていないが、国連開発計画(UNDP)予測では一九九八年の人口は一八一二万人、そのうちアブハズ民族は三五%とされ、投票者名簿に基づく二〇〇五年の人口推定によれば一五万七〇〇〇人から一九万人、そのうちグルジア民族が二一・三%、アブハズ民族が四三・八%となった。二〇〇八年八月の戦闘では、グルジア民族三〇〇〇人が上部コドリ地域から避難した。その結果、アブハズ民族の割合はさらに高まり、アブハジアの人口二万五〇〇〇人のうちアブハズ民族四四%、グルジア民族二一%、アルメニア民族二%、ロシア民族一%とされ、アブハズ民族とグルジア民族との人口に占める割合の逆転現象が明らかである。

(2) 人権侵害

アブハジア当局が非アブハズ民族に対して行った個人の人権に対する侵害行為および人道法違反行為、およびロシアがアブハジア住民に対して行った国籍に関する権利の侵害行為については既に述べたとおりである。ここではアブハジア住民の救済的分離権は存在するかという視点から、グルジア政府によるアブハジア住民に対する大規模かつ深刻な人権侵害が存在したかどうかを探りたい。

ソビエト連邦時代、グルジアにおけるアブハジアの自治の地位は剝奪されたことがない。スターリン時代、アブハズ語が禁止されるとともにグルジア語が公用語として強制され、アブハズ民族の文化は否定され、アブハズ語を指導言語とする学校は閉鎖され、主要な公職はグルジア民族によって占められ、多くのアブハズ民族が肅清で命を落とした。しかし一九五三年、スターリンの死により、アブハズ民族に対する政策は改められて名誉回復措置がとられ、地方政府では人口に占める割合を超えるアブハズ民族が職員として採用された。

アブハジア人民の政治的代表権、民族的アイデンティティ保持の権利等はグルジア・ソビエト当局により必ずしも適正に保護されていなかったとする調査報告がある。⁽¹⁵⁾しかし一九七八年にアブハジアがグルジアから分離する動きを見せた後、グルジアはアブハジアへの懐柔策をとり、政治的表権については、当局はアブハズ民族に特別の政治的地位を付与し、アブハジア議会では住民に占める割合を上回る議席をアブハズ民族に配分し、アブハズ民族の経済的文化的支援のため約五億ルーブルをアブハジアに支出し、アブハズ民族の公的地位への登用も進めた。⁽¹⁶⁾

人権侵害に関して、一九九三年一〇月に実施された国連調査によれば、一九九二年八月、グルジア軍によるアブハジア侵攻後、グルジアおよびアブハジア双方により程度の差はあるが住民に対する人権侵害行為があったとされる。⁽¹⁷⁾ロシアはグルジア政府が南オセチアとアブハジア住民に対して残虐行為を行ったとして残虐行為阻止のために介入の必要があると主張した。しかしグルジア政府のアブハズ民族に対する大規模な人権侵害の証拠は確認されていないのである。⁽¹⁸⁾

(3) 最終的手段

アブハジアのグルジアからの分離独立は紛争解決のための唯一のかつ最終的手段であろうか。一九九二年二月、グルジア政府による一九二二年グルジア憲法の復活宣言という法的措置について、アブハジアはアブハジア自治権の廃止と

捉えた。その対応策としてアブハジア議会議長 (Arđinba) はグルジアとアブハジアとの連邦制を提案したが、グルジア政府はこの提案を拒否し、武力衝突に発展した。⁽¹⁵⁾ 一九九三年二月一日、停戦合意の後、グルジアはアブハジアに対し自治権拡大を提案したが、アブハジア当局は同提案を拒否した。一九九四年一月三十一日採択の安保理決議八九六は、交渉を成功させ、さらなる紛争を回避しようとするならば、グルジアの主権および領土保全を十分に尊重して、アブハジアの政治的地位に関して直ちに実質的な進展がなければならぬことを強調した (パラグラフ五)。一九九四年二月、国連の仲介、ロシアおよび OSCE の参加による紛争当事者間の対話が始動され、国連特使はグルジアおよびアブハジアによる緩い連合国家を創設し、外交、経済、国境警備、関税等の分野における権力分有、そして市民的権利と自由および民族的少数者権利の保障を基本原則とする「グルジア／アブハジア紛争の政治的解決のための措置宣言案」⁽¹⁶⁾ を提案した。同時に国連特使はグルジアの領土保全の暫定的承認をアブハジアに要請したが、アブハジアはいずれも拒否した。

一九九四年一月、アブハジアは「民主的主権国家」を宣言する憲法を採択し、グルジアに対してグルジアとアブハジアによる「対等な二つの主体による統一国家」⁽¹⁷⁾ 創設を要求したが、グルジアは拒否した。一九九五年二月、ロシアは両当事者にグルジアを連邦国家とすることを提案し、グルジアは受け入れたが、アブハジアはあくまでも「対等な二主体による国家連合」という国家連合形態を要求し、連合内の対等の構成主体という地位でない限り受け入れられないとして拒否した。

一九九六年七月一二日、安保理は決議一〇六五を採択し、アブハジア側の態度により、当事者間の紛争解決が行き詰まっていることを懸念すると表明した。一九九七年、国連はグルジア問題解決の責任者として事務総長特別代表 (Livni Potia) を任命し、同代表を議長とする調整評議会 (Coordination Council) を設置し、同会議にグルジアおよびアブハジア代表に加え、フランス、ドイツ、英国、米国およびロシア代表で構成される国連調停活動支援グループがオブザー

バーとして参加する中で紛争解決を図った。ボタの後任、ボーデン事務総長特別代表は二〇〇一年、グルジアの領土的現状の維持とアブハジアの自治拡大を基本原則とし、アブハジアを「グルジア内部における特別の地位 (special status)」を享受する主権的実体 (sovereign entity)」と定義する包括的和平案「トビリシとシユクミ間の憲法的権能の配分原則 (ボーデン文書)」を作成した。安保理決議一三九三 (二〇〇二年) も同文書を歓迎し (前文、当事者が包括的政治的解決について当事者間に進展がないことは受け入れられず、アブハジアの政治的地位の解決についてはグルジア国家内部でなされなければならない (パラグラフ二および三) と表明し、同決議以降も安保理はボーデン文書における基本原則を支持すると繰り返し確認している。ボーデン文書に関してグルジアは受け入れたが、アブハジアは同実体をグルジア国家内部に存続させるいかなる案も拒否するとして、分離独立以外の選択肢の可能性を否定した。両当事者間の緊張は高まり、アブハジアの地位問題解決のための交渉は進展せず、膠着状態が続いている。

グルジア紛争に関する独立国際事実調査ミッション報告書は、救済的分離の理論上の要件に関して検討し、アブハジア住民の分離権を否定する。具体的には、アブハジア人民に対する大規模な人権侵害の存在という要件に関しては、一九九四年の停戦合意以後、C I S 平和維持軍および国連軍事監視団が派遣されることにより、更なる大規模侵害の発生が阻止されたとし、手続的要件に関しては、ロシアおよび国連双方がグルジア内部でのアブハジアの法的地位に関する交渉のための方式を提供した経緯を指摘し、分離だけが紛争解決の唯一のかつ最終的手段 (ultima ratio) であると主張できる状況ではないとする見解を示している。

V 結び

コソボについては多数諸国から分離独立を承認され、他方、アブハジアについては国際機構がグルジアの領土保全を保護している現状にある二つの事例について、以下のような要因の存在を確認した。

コソボに関しては、第一に、コソボ暫定自治政府は同領域内部のすべての民族の権利保障を宣言していることから追加的国家性基準を満たしている。第二に、コソボ独立宣言までの国家形成過程における強行規範違反はない。第三に、コソボ領域住民の九二％がアルバニア民族で構成され、セルビアからの分離独立は同住民の圧倒的多数の意思であることが明らかであった。第四に、同住民に対するセルビア政府による自治権の剥奪、公職からの追放をはじめとする差別的政策の実施、強制移動を含む大規模かつ深刻な人権侵害が存在した。そして第五に、コソボの最終的政治的地位問題に関する交渉プロセスにおいて、コソボは提示された国際機構・関係諸国による解決案を受け入れたが、セルビアは拒否し続け、交渉を仲介した国際機構・関係諸国は紛争解決のための可能な手段を尽くしたが当事者間の合意に至らなかったと結論づけた。国際司法裁判所勧告的意見は救済的分離権の存在を否定せず、コソボ住民に対する重大な人権侵害の存在およびコソボの政治的地位問題解決のための可能な手段を尽くした事実を間接的に認めている。第三から第五までの要因の存在は、救済的分離権が認められるための要件をコソボが満たしていることを意味する。実際、コソボに国家承認を付与した諸国の一部は、コソボ人民の救済的分離権を明示的に認めている。

アブハジアに関して、第一に、アブハジア当局による非アブハズ民族に対する人権侵害およびロシアによる非アブハズ民族に対する国籍に関する権利の侵害といった事実が存在することから、追加的国家性基準を満たしていない。第二に、アブハジア当局による国際人道法違反の行為、およびロシアによる武力行使禁止原則違反の行為が存在し、独立宣

言までの過程における強行規範違反が存在する。第三に、分離をめぐる武力紛争以前、アブハズ民族は同領域住民の一七—一八%であり、またグルジアからの独立を問う住民投票には非アブハズ民族は参加しておらず、従って独立は領域住民の多数の意思を反映したのではない。第四に、グルジア政府はアブハズ民族に特別の政治的地位を付与し、アブハジア議会では住民に占める割合以上の議席がアブハズ民族に配分されており、アブハズ民族の意思が政治に反映される仕組みが整っていたという点で、アブハズ民族の政治的権利は保障されていた。またC I S平和維持軍および国連軍事監視団の派遣により、アブハジア住民に対する残虐行為は阻止され、その他の重大な人権侵害も確認されていない。そして第五に、アブハジアの法的地位に関する交渉プロセスにおいてアブハジアの態度は頑なであり、全く妥協の余地を示していないことから、紛争解決へのすべての可能な手段が尽くされたとみなすことはできない。以上の要因ゆえに、アブハジアは救済的分離権が認められるための要件を満たしていない。実際、ロシアを除く諸国家および国際機構は、アブハジア住民を救済的分離の主体としては認めていない。

コソボおよびアブハジアの事例は以下のように結論づけることができるであろう。コソボについては、独立宣言時点において伝統的國家性基準を満たしていなかったが、追加的國家性基準に従うことを宣言しており、國家創設プロセスにおける強行規範の違反がなく、救済的分離権の主体としての要件を満たしている事例であり、ゆえに国際社会は同実体を國家として承認した。他方、アブハジアについては、伝統的國家性基準を満たしていたが、追加的國家性基準を満たしておらず、國家創設プロセスにおける強行規範違反が存在したことから、救済的分離権の要件を満たしていない事例であり、ゆえに国際社会は同実体を國家として承認していない。以上はあくまでも仮説であり、政治的要因による可能性もある。同様の事例による検証は今後の課題としたい。

- (1) コソボに関する紛争の経緯、法的検討に関しては、拙稿「コソボ分離に関する国際法（一）——ICJ勧告的意見要請を素材として」『同志社法学』第六二巻二号二〇一〇年、参照。
- (2) 二〇一二年一月現在。なお、国連加盟国ではないが台湾も国家承認を付与している。
- (3) Alexandr Bolgari, "Comparative Analysis of the Secessions of Kosovo and South Ossetia and Their Subsequent Independence Recognition," A thesis submitted to the Kent State University Honors College in partial fulfillment of the requirements for University Honors, 70-74; Timothy George McJellan, "Kosovo, Abkhazia, and the Consequences of State Recognition," 5 (1) *Cambridge Student Law Review*, 2009, 4-17.
- (4) Bolgari, *supra* note 3, 70-72.
- (5) 二〇〇八年八月二六日ロシア、同年九月ニカラグア、二〇〇九年九月ベネズエラ、同年二月ナウル、二〇一一年五月バヌアツ、同年九月ツバルが国家承認した。以上その他、未承認国家の沿ドニエストル共和国および南オセチア共和国がアフハジアを国家承認している。
- (6) アフハジアと並び、南オセチアも同時期にグルジアから分離独立を主張し、今日までに五カ国（ロシア、ニカラグア、ベネズエラ、ナウルおよびツバル）および二地域（沿ドニエストル共和国およびアフハジア共和国）が国家承認を付与している。その点を含め、両実体には共通性が多い。ただしアフハジアのソ連邦時代の地位に関してはグルジアに属する自治共和国であり、他方、南オセチアのソ連邦時代の地位はグルジアに属する自治州（South Ossetian Autonomous Oblast）であるという違いがある。本稿では南オセチアについては検討対象から外し、UNOMIGによる国連平和維持活動が展開されたアフハジアの事例についてコソボと比較検討することをとする。
- (7) Independent International Fact-Finding Mission on the Conflict in Georgia, Report, 30 September 2009 (hereinafter cited as "IFFMGG Report"), Vol. II, 128; www.ceiig.ch/Report.html.
- (8) *165 League of Nations Treaty Series*, p. 19.
- (9) Ian Brownlie, *Principles of International Law*, 7th ed. Oxford, 2008, 70-71; James Crawford, *The Creation of States in International Law*, 2nd ed. Oxford, 2006, 52.
- (10) Joe Verhoeven, "La reconnaissance internationale: declin ou renouveau?" 39 *Annuaire français de droit international*, 1993, 7.
- (11) Eleanor C. McDowell, "Contemporary Practice of the United States Relating to International Law," 71 *American Journal of International Law*, 1977, 337.
- (12) J. A. Beasley and C. B. Bourne eds, "Canadian Practice in International Law during 1971 as Reflected Mainly in Public Correspondence and Statements

- of the Department of External Affairs," 10 *Canadian Yearbook of International Law*, 1972, 287, 308-9; Geoffrey Marston ed., "United Kingdom Materials on International Law," 57 *British Yearbook of International Law*, 1986, 507.
- (13) 一九九一年八月二七日、ECが開催したユーゴスラヴィア和平会議により設置された。
- (14) Opinion No.1, 1) b), the Arbitration Commission of the Peace Conference on Yugoslavia, 29 November 1991, reprinted in Snezana Trifunovska, ed., *Yugoslavia Through Documents from its Creation to its Dissolution*, Dordrecht/ Boston/ London, 1994, 416.
- (15) Opinion No.1, 1) c), *ibid.*
- (16) EC Declaration concerning the Conditions for Recognition of New States, 16 December 1991, in Trifunovska, *supra* note 14, 431-432.
- (17) Thomas D. Musgrave, *Self-Determination and National Minorities*, Oxford, 1997, 206.
- (18) President Bush's statement on the recognition of Bosnia and Herzegovina, Croatia and Slovenia, 7 April 1992, in Trifunovska, *supra* note 14, 521.
- (19) Declaration on the International Recognition of the Republic of Macedonia as a Sovereign and Independent State, 19 December 1991, in Trifunovska, *supra* note 14, 433.
- (20) IFFEMCG Report, Vol.II,136. 同報告書は続け、「「いずれにしても」これらの(EOガイドラインの)規範的考慮は実効性原則と同じ方向に作用する」ことが、*ad hoc* 実体の国家性の主張を強調する。国家性評価は国際法と国際政治において重複するが異なる。政治的実行は、原則として、国際法における客観的基準から始まるが追加的考慮によって導かれる」*と述べた(ibid.)*。
- (21) Stefan Talmon, "The duty not to « recognize as lawful » a situation created by the illegal use of force or other serious breaches of *a jus cogens* obligation: an obligation without real substance?" in Christian Tomuschat, Jean-Marc Thouvenin, eds., *The Fundamental Rules of the International Legal Order: Jus Cogens and Obligations Erga Omnes*, Leiden, 2006, 121 ; Théodore Christakis, "L'obligation de non-reconnaissance des situations créées par le recours illicite à la force ou d'autres actes entrefrainant des règles fondamentales," *idem*, 142-144.
- (22) International Court of Justice, Advisory Opinion, Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo, 22 July 2010 (hereinafter cited as "ICJ Advisory Opinion on Kosovo"), para.81.
- (23) IFFEMCG Report, Vol.II, 146.
- (24) Théodore Christakis, *Le droit à l'autodétermination*, Paris, 1999, 295; Karl H. Doehring, "Self-Determination," in Bruno Simma, ed., *The Charter of the United Nations, A Commentary*, Oxford, 1994, 66; Thomas M. Franck, Postmodern Tribalism and the Right to Secession" in Catherine

Brühlmann, René Lefebvre and Marjoreine Zieck, eds, *Peoples and Minorities*, Dordrecht/ Boston, 1993, 13; Robert McCorquodale, "Self-Determination: A Human Rights Approach," *43 International and Comparative Law Quarterly*, 1994, 857.

(25) ただし分離権の問題は政治的に微妙な要素を含んでいるため、国際司法裁判所は敢えて分離権に関する直接的な判断は差し控え、より現実的な対応をしたといえる。²⁶⁾

(26) ICI Advisory Opinion on Kosovo, para.58.

(27) ICI Advisory Opinion on Kosovo, paras.57-77.

(28) ICI Advisory Opinion on Kosovo, paras.106-107.

(29) ICI Advisory Opinion on Kosovo, Albania, Written Statement, para.108; US, Written Statement, paras. 34-52.

(30) ICI Advisory Opinion on Kosovo, US, Written Statement, para.36; US, Written Comments, pp.8-9.

(31) 拙稿「コンボ分離に関する国際法——CJ勧告的意見要請を素材として——」(二)『同志社法学』第12巻2号2010年、336-433ページ。

(32) EULEXはEUの決定により、2000人の警察官および司法関係者で構成され、コンボにおけるルールオブローの定着を目的として、2008年12月、活動を開始した。EU加盟国の他、クロアチア、トルコ、スイス、ノルウェー、米国がEULEXに参加する。

(33) ICI Advisory Opinion on Kosovo, Serbia, Written Statement, paras. 942-983.

(34) ICI Advisory Opinion on Kosovo, Malcolm Shaw, Serbia, Verbatim Record, CR 2009/24, para.33.

(35) キハナドネオ条約第1条。参照。

(36) Tamara Jabe, "A Case for Kosovo? Self-determination and Secession in the 21st Century," 15 (6) *The International Journal of Human Rights*, August 2011, 942; Alexander Orakhelashvili, "Statehood, Recognition and the United Nations System: A Unilateral Declaration of Independence in Kosovo," *12 Max Planck Yearbook of United Nations Law*, 2008, 25; Timothy George Mclelan, "Kosovo, Abkhazia, and the Consequences of State Recognition," *5 Cambridge Student Law Review*, 2009, 1.

(37) 同勧告的意見はコンボの国家性基準および国家承認に関する検討は行なう。

(38) ICI Advisory Opinion on Kosovo, Kosovo, Written Contribution, paras.8-38,8-41.

(39) 拙稿「国際法における分離独立—コンボの地位問題を素材として—」『同志社法学』第12巻2号2010年、331-377ページ。

(40) 勧告的意見を国際司法裁判所に要請する国連総会決議六三/三三において、その質問文は「コンボP.O.S.G.の一方的独立宣言は国際法に従っている

か)であった。しかし勧告的意見は自決権の主体すなわち「人民」に関し、「質問の意味と範囲」のコンテクストにおいて、「CONFOPIRS」を独立宣言立案者とは捉えないと解釈した点により、コンボ独立宣言がコンボに適用される特別国際法に違反しないという結論を導いた。(ICJ Advisory Opinion on Kosovo, paras.106-107)。

(41) この点に関しミンツ裁判官言書は、コンボ独立宣言が「人民の意図」を明示している点は「自決の行使とされるコンボのかなり明確な言及」であるを指摘している。(ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Declaration of Judge Simma, para.6)。

(42) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Opinion of Judge A. A. Cançado Trindade, paras. 228-229.

(43) Report of the Special Envoy of the Secretary-General on Kosovo's future status, S/2007/168/Add.1, 26 March 2007.

(44) Statement by Secretary Condoleezza Rice, U.S. Recognizes Kosovo as Independent State, U.S. Department of State Press Statement No. 2008/117, Feb. 18, 2008, <http://www.state.gov/secretary/rm/2008/02/100973.htm>. ただし同声明における「特別の事例」は「今日の世界の他の状況への先例」であることは意味に解釈をたむける(拙稿前掲注1「五一」②「参照」)。

(45) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Germany, Written Statement, pp. 16-19; UK, Written Statement, paras. 2:25-2:40; The Netherlands, Written Statement, para. 3:12; Albania, Written Statement, paras.18-29; Austria, Written Statement, paras. 5-9; Estonia, Written Statement, paras. 6-9; Poland, Written Statement, paras. 4:5:1 and 5:2:2:1; Switzerland, Written Statement, paras. 81-85; US, Written Statement, II-III, paras. 8-19; Slovenia, Written Statement, para. 5; Luxembourg, Written Statement, para. 6 n. 1; Finland, Written Statement, paras. 10-11.

(46) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, UK, Written Comment, para. 14.

(47) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Albania, CR 2009/26, pp. 8-9 and 31; Denmark, CR 2009/29, pp. 66 and 74-75; Brazil, CR 2009/28, p. 17; US, CR 2009/30, pp. 31 and 33; Croatia, CR 2009/29, p. 57; Jordan, CR 2009/31, pp. 30-32, 36-37, 39 and 41; The Netherlands, CR 2009/32, pp. 8, 11, 13 and 16; Finland, CR 2009/30, pp. 52-53, 61 and 64; UK, CR 2009/32, pp. 42, 50 and 54.

(48) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Separate Opinion of Judge Yusuf, paras.7-17.

(49) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Separate Opinion of Judge A. A. Cançado Trindade, paras.97-132.

(50) Report of the Special Envoy of the Secretary-General on Kosovo's future status, S/2007/168/Add.1, 26 March 2007.

(51) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Kosovo, Written Contribution regarding the Written Statements, paras. 5:14-5:50.

(52) コンボがUNMIK暫定統治の下で独立の決定に至る過程で大きな影響を与えたのは、米国によるコンボ独立への支持表明にあったとみることが

に於ける。

- (33) Statement by Secretary Condoleezza Rice, U.S. Recognizes Kosovo as Independent State, U.S. Dept. of State Press Statement No. 2008/117, Feb. 18, 2008, <http://www.state.gov/secretary/rm/2008/02/100973.htm>. ただし「同声明における「特別の事例」は「今日の世界の他の状況への先例」とはならぬ」という意味に解釈されている（拙稿「コンボ分離に関する国際法」(三)——ICJ勧告的意見の分析——『同志社法学』第十二巻二号、五②）。
- (34) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, para.57-77.
- (35) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, paras. 74-77.
- (36) 拙稿前掲注一三六一四四ページ。
- (37) その他、コンボ独立宣言勧告的意見手続過程において示された見解としては、米国、英国はコンボを所属国家からの分離独立が認められる特別の事例とみなすことが出来、かつ国家としての既成事実が存在すると主張したが、この見解は法的というよりも国家承認に関する政治的要因として位置付けられるべきである。
- (38) Vacheslav A. Chirikba, "The International Legal Status of the Republic of Abkhazia in the Light of International Law," Paper read at the conference "Independence of Abkhazia and Prospects for the Caucasus" organized by the Friends of Abkhazia Civil Initiative, Istanbul, 2009, 2.
- (39) 住民投票では「一九一八年五月二六日のグルジア独立法に従ったグルジア独立回復を支持するか」と質問された(Dieter Nohlen, Florian Grotz and Christof Hartmann, *Elections in Asia and the Pacific: A data handbook*, Volume I, Oxford, 2001, 394)。
- (40) David Raic, *Statehood and the Law of Self-Determination*, the Hague, 2002, 380.
- (41) 憲法上の空白を埋めるための暫定的措置とされる。
- (42) William R. Stomanson, "Legitimacy of the Kosovo, South Ossetia, and Abkhazia Secessions: Violations in Search of a Rule," 6 (1) *Miskolc Journal of International Law, Hungary*, Nov. 2009; Reprinted 3 *Ukrainian Yearbook of International Law*, Kiev, Feb. 2010, 14.
- (43) John Dugard and David Raic, "The Role of Recognition in the Law and Practice of Secession," in Marcelo G.Kohen ed., *Secession International Law Perspectives*, Cambridge, 2006, 115-116.
- (44) ロシアは二〇〇七年一月、一時的にグルジアのロシア軍基地を閉鎖していたが、グルジアがNATO加盟の意思表示をしたため、ロシア軍がグルジアに再配備された(Stomanson, *supra* note 62, 5)。
- (45) グルジアの元モスクワ大使の証言によれば、グルジアは事前に米国政府から同意を受けた後、南オセチアのロシア平和維持軍を攻撃したとされる

- (64) Stomanson, *supra* note 62, 6)。
- (65) IJFEMCG, Vol.III, 199-226.
- (66) S/PV.5969, 28 Aug. 2008. 間もなほロシアは、行政的境界線のアブハジア側に、国連軍事監視団に代わりロシア国境警備隊を駐留させた (Human Rights Watch, "Georgia/Abkhazia: Back Home, but in Limbo," July 15, 2011)。
- (67) グルジア外務省は以下の声明を発表した。
- (68) 南オセチアおよびアブハジアの自決権は承認し保障するが、同時にグルジアの主権国家の領土保全および国境不可侵を守る必要があり、またロシアによるグルジア領土の占領および南オセチアとアブハジアへの国家承認の行為は国際規範に違反するものであり、非難すべきである。またアブハジアおよび南オセチア人民の自決権に関して、「法的に、人民の自決権は同プロセスが民主的枠組内で進められなければならないことを意味する。意思は「たび自由に表示されたときは、他国の武力の脅威または干渉なしになされた同様の決定による場合にのみ優先される」との見解を示した (Ministry of Foreign Affairs of Georgia, "Statement of the Ministry of Foreign Affairs of Georgia," 27 Aug. 2008, OSCE, http://www.osce.org/documents/pc/2008/08/32748_en.pdf)。
- (69) Cedric Ryngaert and Sven Sobrie, "Recognition of States: International Law or Realpolitik? The Practice of Recognition in the Wake of Kosovo, South Ossetia, and Abkhazia," 24 *Leiden Journal of International Law*, 2011, 481. *ibid.* アブハジアでは経済活動にこそロシアの影響力が強く、使用通貨はルーブルである (*ibid.*)。
- (70) SC Res 876, 19 October 1993.
- (71) SC Res 1808, 15 April 2008. 同安保理決議はグルジアの国際的に承認された領域内部での主権、独立および領土保全のすべての理事国のコミットメントを再確認 (レタナント) した。
- (72) SC Res 896 (1994), SC Res 906 (1994), SC Res 937 (1994), SC Res 993 (1995), SC Res 1036 (1996), SC Res 1065 (1996), SC Res 1124 (1997), SC Res 1150 (1998), SC Res 1150 (1998), SC Res 1187 (1998), SC Res 1225 (1999), SC Res 1255 (1999), SC Res 1287 (2000), SC Res 1462 (2003), SC Res 1494 (2003), SC Res 1524 (2004), SC Res 1554 (2004), SC Res 1582 (2005), SC Res 1615 (2005), SC Res 1666 (2006), SC Res 1752 (2007), SC Res 1781 (2007)。
- (73) The Principles for Division of Competences Between Tbilisi and Sukhumi (Boden document), 2001, Office of the State Minister for Reintegration, Georgia. 本稿注⑥参照。

- (74) Bruno Coppieters, "The Georgian-Abkhaz Conflict, Europeanization and Conflict Resolution: Case Studies from the European Periphery," *1 Journal on Ethnopolitics and Minority Issues in Europe*, 2004, 9.
- (75) 本稿(二一七)を参照。
- (76) Organization for Security and Cooperation in Europe (OSCE) : Decision of the OSCE Budapest Summit, 6 December 1994; Decision of the Oslo OSCE Ministerial Council on Georgia, 1 December 1998; Resolution on the conflict in Abkhazia, Georgia, OSCE Parliamentary Assembly, Warsaw, 8 July 1997; Resolution of the OSCE Parliamentary Assembly, 17th Annual Session on the security environment in Georgia, Astana, 29 June to 3 July 2008; Resolution of the Parliamentary Assembly, 14th annual session on the situation in Abkhazia, Georgia, Washington, D.C., 1 to 5 July 2005.
- (77) Alexander Stubb, "OSCE Chairman Condemns Russia's Recognition of South Ossetia, Abkhazia Independence," 26 August 2008, OSCE; <http://www.osce.org/item/32667.html>.
- (78) Canadian Delegation to the OSCE, "Statement on Georgia," 11 Sept. 2008, OSCE; http://www.osce.org/documents/pc/2008/09/33027_en.pdf.
- (79) 同法はまた二〇〇九年度グルジアの人道のおよび復興支援とつづ三億六五〇〇万ドルの支援を含む (Jim Nichol, "Russia-Georgia Conflict in South Ossetia: Context and Implications for U.S. Interests Specialist in Russian and Eurasian Affairs," CRS Report for Congress, Foreign Affairs, Defense and Trade Division, October 24, 2008, Congressional Research Service, Order Code RL 34618)。
- (80) グルジアに関するカナダ・フランス・ドイツ・イタリア、日本、米国の外務大臣声明について、平成二〇年八月二八日外務省。
- (81) Nichol, *supra* note 79.
- (82) EU, Extraordinary European Council, Brussels 1 September 2008, Presidency Conclusions, 12594/2/08 REV 2.
- (83) Council of Europe: Council of Europe Parliamentary Assembly Report 5th sitting, 28 January 2009 Add. 2, "The humanitarian consequences of the war between Georgia and Russia" (Recommendation 1857 (2009) Parliamentary Assembly, Provisional edition) ; "The Humanitarian Consequences of the War between Georgia and Russia" (Parliamentary Assembly Doc. 11789 of 12 January 2009) ; "The implementation of Resolution 1633 (2008) on the consequences of the war between Georgia and Russia" (Parliamentary Assembly Doc. 11800 of 26 January 2009).
- (84) "The consequences of the war between Georgia and Russia" (Parliamentary Assembly Resolution 1633 of 30 September and 2 October 2008) ; "The implementation of Resolution 1633 (2008) on the consequences of the war between Georgia and Russia," Parliamentary Assembly of the Council of Europe Resolution 1647, 28 January 2009; Angelika Nubberger, "The War between Russia and Georgia - Consequences and Unresolved

Questions," 1 (2) *Göttingen Journal of International Law*, 2009, 343.

(85) Council Decision 2008/901/CFSP, 2 December 2008.

(86) IFFFMCG Report, Vols. I-III.

(87) IFFFMCG Report, Vol.II, 135-147. そしつEUとしてはグルジア紛争の平和的継続的な解決を保障する努力を支援し、紛争当事者間での信頼を醸成するための措置を支持すべく助言した (*ibid.*)。

(88) IFFFMCG Report, Vol.II, 131-133.

(89) 軍事同盟に相当せず。

(90) Marc Weller, "Modesty Can Be a Virtue: Judicial Economy in the ICJ Kosovo Opinion?" *24Leiden Journal of International Law*, 2011, 87-88.

(91) IFFFMCG Report, Vol.II, 141.

(92) Guiding Principles on Internal Displacement, E/CN.4/1998/53/Add.2, 11 February 1998.

(93) アブハジアのゴドリ渓谷において、約三〇〇〇人のグルジア民族が居住していたが、市民登録庁 (Civil Registry Agency) によれば一八二一人が、アムネステイによれば二五〇〇人がゴドリ渓谷から強制移動したとされ、二〇〇八年九月八日現在、二二一八人が国内避難民 (IDP) として登録された。グルジア統計局によれば、上部ゴドリ渓谷のアジャラ市 (Ajara municipality) では、二〇〇八年一月の人口は一九〇〇人であったが、そのうち二二一八人が二〇〇八年九月八日、国内避難民として登録された。(IFFFMCG Report, Vol.II, 383-384)

(94) Nicu Popescu, "Outsourcing' *de facto* Statehood: Russia and the Secessionist Entities in Georgia and Moldova," Centre for European Policy Studies (CEPS), Policy Brief 109, July 2006, 3-4.

(95) 死亡者はアブハジア人口の四%にあたり、その大多数はグルジア民族とされる (Chirikba, *supra* note 58, 8)。

(96) この難民の殆どは帰還せぬまま (Popescu, *supra* note 94, 3-4)。

(97) Abkhazia Overview, World directory of Minorities and Indigenous Peoples, Minority Rights Group International, May 2008.

(98) 二〇〇九年二月国内避難民の人権に関する国連事務総長報告書 (IFFFMCG Report, Vol.II, 383)。

(99) *Ibid.*

(100) 例えば、安保理決議八七六は「難民および国内強制移動した人々が帰宅する権利を確認し当事者にそれを促進するよう要請する」(第五パラグラフ)と規定する (S/RES/876, 19 October 1993, para.5)。

- (10) SC Res 1096, 30 January 1997, para.3; Resolution on the Situation in Abkhazia, 1996, European Parliament, Preamble para.G and operative paras. 3 and 4.
- (10) Oliver Wolleh, "A Difficult Encounter - The Informal Georgian-Abkhazian Dialogue Process," Berghof Report No. 12, Berghof Research Center for Constructive Conflict Management, September 2006, 18.
- (10) OSCE, Human Rights in the War-Affected Areas Following the Conflict in Georgia, 27 November 2008, p. 6; 帰還する権利行使の障害として、紛争地におけるルールオブローの欠如、財産権侵害、生活基盤の制約、グルジア国籍放棄並びに南オセチアパスポートの受領を条件としていること、治安および財産の破壊等が指摘されている (HPFMCGReport, Vol.II, 402)。
- (10) Coppieters, *supra* note 74, 6.
- (10) 大集団の恣意的強制移動の実施および人権および基本的自由の享受に与える負の影響を遺憾とし、アフハジアからの数一〇万人の強制退去による人道的状況を深く懸念している (preamble, para.5, GA Res. 62/249, December 2008)。
- (10) Parliamentary Assembly of the Council of Europe, Resolution 1633, 2 October 2008, para. 13.
- (10) HPFMCG Report, Vol.II, 401, なお、同報告書は南オセチアに関して「二〇〇八年停戦合意署名以降も、グルジア民族の国内強制移動があったとする結論を導く証拠があるとしており (HPFMCG Report, Vol.II, 389)」。欧州評議会議員会議は二〇〇八年一〇月二日、決議一六三三を採択し、南オセチアにおける民族浄化を非難してこそ (Parliamentary Assembly Resolution 1633 of 30 September and 2 October 2008, "The consequences of the war between Georgia and Russia")。
- (10) *Ibid.* 同報告書は南オセチアおよび緩衝地帯においてはグルジア民族に対する民族浄化が行われたとする。同地域において軍および個人によって、南オセチアによるグルジア民族の村の大規模略奪、放火、暴力行為、人質行為、恣意的逮捕等の行為が停戦合意以後にも実行された。またロシアによる事前警告なしの無差別攻撃が行われた。以上のように南オセチアおよびロシアによる人道法および人権法の重大な違反が報告されており、南オセチアではグルジア民族に対する民族浄化を構成する要素が存在する。ただしグルジアによるオセチア人に対するジェノサイドおよび民族浄化は確認されていない (ibid. 394)。
- (10) Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination, Georgia, 15 August 2005, CERD/C/GE0/CO.3, 27/03/2007, para. 5.
- (10) ロシアによる旅券交付政策は、同様に南オセチアにおいても実施されている。

- (11) 世界人権宣言は以下のように規定する。第二五条一項 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 二項 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- (12) 欧州国籍条約は以下のように規定する。第四条 a すべてのが国籍を持つ権利を有する。
- b 無国籍は回避する。
- c 何人も正当な根拠なくその国籍を奪われることはない。
- (13) HFFMCG Report, Vol.II, 160.
- (14) Human Rights Watch, "Up in Flames - Humanitarian Law Violations and Civilian Victims in the Conflict over South Ossetia," 23 January 2009, p. 18.
- (15) HFFMCG Report, Vol.II, 160-163,169.
- (16) 一九九三年グルジア市民権法によれば、以下のいずれかによりグルジア国籍を取得すると規定する。
- (1) 五年以上グルジアに恒久的に居住していた
 - (2) 同法発効時点でグルジアに居住していた
 - (3) 三か月以内に書面でグルジア市民権を拒否していない
 - (4) 四か月以内に市民権の確認書を受領していない
- なお、一九九三年六月二四日、グルジア市民権法が改正され、(4)の市民権の確認書を受領していない期間に関する規定は廃止され、アブハジア住民に関しては特別の書面手続きなしにグルジア市民となり、グルジア市民権を文書で拒否しない限り、グルジア市民となるとされた (Organic Law of Georgia "On Citizenship of Georgia" (as last amended in 2006, publication date 30 January2006); <http://www.unhcr.org/refworld/docid/44ab8164.htm>)。
- (17) 国連総会決議三九〇七八 (一九八四年) 「諸国間の友好関係の発展強化に関する決議」も同様の規定を確認している。
- (18) HFFMCG Report, Vol.II, 171-174.
- (19) HFFMCG Report, Vol.II, 180.
- (20) Report of the Secretary-General on the situation in Abkhazia, Georgia, S/2007/588, 3 October 2007, para. 15; S/2008/38, 23 January 2008, para. 24.
- (21) OSCE report of February 2009.
- (22) Rolf Ekeus, the OSCE High Commissioner on National Minorities, to the 616th Plenary Meeting of the OSCE Permanent Council, Vienna, Austria

29 June 2006, p. 3: http://www.osce.org/documents/hcnn/2006/06/19959_en.pdf

- (123) Case concerning Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation), Request for the indication of provisional measures, International Court of Justice, 15 October 2008.
- (124) 強制移動はジュネーブ第二追加議定書一七条一項「文民たる住民の移動は、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合を除くほか、紛争に関連する理由で命令してはならない。そのような移動を実施しなければならない場合には、文民たる住民が住居、衛生、保健、安全及び栄養について満足すべき条件で受け入れられるよう、すべての可能な措置がとられなければならない」にも違反する。
- (125) 国際刑事裁判所規程八条二項b(iii)は「占領国が、自国の文民たる住民の一部を占領地域に直接若しくは間接的に移送すること又は占領地域の住民の全部若しくは一部を占領地域の中において若しくは外へ追放又は移送すること」と規定しており、同規定からも武力紛争中の住民の強制移動は戦争犯罪とみなされる⁹⁰。
- (126) ICRC Commentary to Article 17 of Additional Protocol II, p. 1472.
- (127) SC Res 876, 19 October 1993.
- (128) ロシアはグルジア攻撃開始から三日後の二〇〇八年八月一日、「国連憲章五一条が規定する自衛権行使以外にロシアにとって選択肢はない」と安保理に通報した⁹¹。
- (129) Russia, S/PRV.5953, p. 9.
- (130) 南オセチアへの武力支援に関してロシアは、南オセチアからロシアへの武力支援要請があったとして、集団的自衛権の行使であると主張した。しかし南オセチアによるロシアの武力支援要請はなく、集団的自衛権に基づく武力行使の正当性はないとされる (HPFMSG Report, Vol.II, 275-279)。
- (131) HPFMSG Report, Vol.II, 293.
- (132) US, S/PRV.5953, p.6; Panama, S/PRV.5953, p. 15; France, S/PRV.5961, p. 6; US, S/PRV.5961, p. 9.
- (133) HPFMSG Report, Vol.II, 275.
- (134) UK, S/PRV.5953, p. 11.
- (135) HPFMSG Report, Vol.II, 286.
- (136) HPFMSG Report, Vol.II, 275-286.
- (137) HPFMSG Report, Vol.II, 264.

- (13) EU Monitoring Mission Report, Council of the European Union, Council Conclusions on EUMM Georgia, July 27, 2009, http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/gena/109392.pdf.
- (13b) Ministry of Foreign Affairs of Russia, doc.1246, 26 August 2008, <http://www.mfa.ru/russia/new/MainFoot/docs/off-news/260808/newen1.htm>.
- (140) 二〇〇八年八月二六日、ロシアがアブハジアに国家承認を付与した際、メドヴェージェフ大統領はヘルシンキ最終議定書「自決権および友好関係原則宣言に言及し、独立は「南オセチアおよびアブハジア人民の自由に表明された意思」に基づくとする声明を出した。」「Statement by President of Russia Dmitry Medvedev,” 26 Aug. 2008, President of Russia, http://www.kremlin.ru/eng/speeches/2008/08/26/1543_type82912_205752.shtml。ロシア連邦外務省の声明も同様の内容である (Embassy of Russian Federation, http://www.russia-emb.jp/news/news_080827.html)。
- (141) これに関連しロシア外相 (Sergei Lavrov) は「これらの国家承認がロシアの他の地域の分離運動の先例とはならぬ」として以下のように述べた。「グルジアのアブハジアおよび南オセチアのロシアによる独立国としての承認はポスト・ソビエトの反徒地域の先例とはならぬ。これは何の類似点もありません。」 (“Abkhazia, South Ossetia no precedents for other rebel regions -Lavrov,” RIA Novosti, 18 September 2008, p.4; <http://www.en.rian.ru>).
- (142) アブハジアにおけるアブハス民族の割合は一八%、グルジア民族は四六%を占めていた (Edward S. Mihalakanin, “The Abkhazians: A national minority in their own homeland” in Tozun Bahcheli, Barry Bartmann and Henry Stebrnik, eds., *De Facto States: The Quest for Sovereignty*, Oxford, 2004, 145.)。
- (143) *Ibid.*
- (144) アブハジア地域では、オスプレントルコの支配下に入る以前は、ギリシヤ民族が居住していた (Stomanson, *supra* note 62, 11)。
- (145) Caucasus Foundation, Abkhazia, Caucasus Today, Abkhazia, <http://www.kafkas.org.tr>.
- (146) UNHCR, The Dynamics and Challenges of Ethnic Cleansing: The Georgia-Abkhazia Case, 1 August, 1997.
- (147) Mihalakanin, *supra* note 142, 145.
- (148) United Nations Development Program, “United Nations Needs Assessment Mission to Abkhazia, Georgia,” March 1998, p. 9.
- (149) 二〇〇三年アブハジア国勢調査によれば人口約二二万六〇〇〇人である。
- (150) Population census in Abkhazia, 2003, Republic of Abkhazia, Who Are We.
- (151) Encyclopaedia Britannica Online; <http://www.britannica.com/dps/search?query=abkhazia>.

- (152) IJFEMCG Report, Vol.II, 146.
- (153) Ratić, *supra* note 60, 379-385; Georgi M. Derjiguan, *The Tale of Two Resorts: Abkhazia and Ajaria Before and Since the Soviet Collapse*, 1995, 114.
- (154) Report of the Secretary-General's Fact-Finding Mission to Investigate Human Rights Violations in Abkhazia, Republic of Georgia, S/26795, 17 November 1993, Annex. 既に一九九三年一〇月、安保理ではアブハジアが行う民族浄化が問題とされており、決議八七六は、「民族浄化」およびその他の重大な人道法違反の報告を深く懸念し（前文第五パラグラフ）、「一九九三年七月二七日の停戦合意に関するアブハジア側による重大な違反および国際人道法違反の行為を強く非難」（第二パラグラフ）した。
- (155) この点で、セルビア政府のコソボ住民に対する大規模かつ重大な人権侵害が実証された場合とは異なる。
- (156) グルジア最高会議議長シュワルナゼによる。この時期、シュワルナゼ元ソ連外務大臣がグルジアに帰郷し、一九九二年一〇月、グルジア最高会議議長に就任し、一九九五年一二月、大統領に選出された。
- (157) Stomanson, *supra* note 62, 14.
- (158) 権力分有に関して審議し、以下の分野において共同作業のための権力に関する相互理解に達した。(a) 外交および対外経済連携、(b) 国境警備取極、(c) 関税、(d) エネルギー、運輸および通信、(e) エコロジーおよび自然災害の解消、(f) 市民的権利と自由および民族的少数者権利の保障、(Declaration on Measures for a Political Settlement of the Georgian/Abkhaz Conflict, 4 April 1994, para. 7: http://www.institutstudies.cam.ac.uk/centre/cps/documents_gum_decla.html)。
- (159) 「平等な二主体による国家連合」制度は一九二五年アブハジア憲法に見出すことができる。同憲法については一九九二年七月三日、アブハジア最高ソビエトが「アブハジア共和国」として主権宣言した際、憲法上の空白を埋めるための暫定的措置として、その回復を宣言した。一九二五年アブハジア憲法はグルジアとアブハジアとの関係について、「平等な二つの共和国」間の連邦関係であると規定していた。
- (160) The Principles for Division of Competences Between Tbilisi and Sukhumi (Boden document), 2001. 同原則は、ボーン事務総長特別代表が新たな枠組みで政治交渉再開に着手し、国連調停活動支援グループ内における最大公約数となる合意事項をリストアップし、ロシアと西側諸国との妥協の結果である平和的解決のための基本原則としてまとめたものであり、以下の原則を含む。
- 1 グルジアは法的規範に基づく主権国家である。グルジアの国境線はグルジア憲法に従ったものでない限り、一九九一年二月二日に受け入れられた境界線の変更はしえない。

- 2 アブハジアはグルジア国家内部に樹立された法的規範に基づく主権的実体である。アブハジアは国家内部で特別の地位を有し、連邦の合意に基づき、アブハジアの多民族住民の権利および利益を構成する共通の権能を決定する。
 - 3 トビリシとシユクミ間における権限配分は連邦合意・憲法に基づく。連邦合意は双方の同意による以外には変更および修正しえないものとする。
 - 4 トビリシとシユクミ間における権限配分は一九九四年四月四日グルジア・アブハジア紛争の政治的解決に関する措置宣言その他に基づき決定する。アブハジアの権利および権能は一九九二年当時よりも拡大する。
 - 7 グルジア憲法もまたアブハジア憲法も、民族的少数者の権利に対する差別を排除し、すべての人の基本的権利及び自由の保護に関して同様の規定で構成する。両憲法とともに国際法に従った難民の帰還のための論争しえない権利を侵害してはならない。
- (16) SC Res 1393 (2002)。ただし同決議は、「同文書の目的は国連指導の下で当事者間の意味ある交渉を促進することであり、特定の解決を強制したり命じたりする意図はない」(パラグラフ四)と表明する。
- (17) SC Res 1615 (2005), para.3; SC Res 1716 (2006), para.2.
- (18) Marc Weller, "Settling Self-Determination Conflicts: Recent Developments," 20 (1) *European Journal of International Law*, 2009, 134.
- (19) 同報告書は、救済的分離権については国際法上の権利として存在しなからずして分離権否定説に立つ。
- (20) IIFEMCG Report, Vol.II, 146-147. Also Dugard and Ratc, *supra* note 63, 118.